

指定管理者制度運用に係る指針

平成21年12月

はじめに

地方自治法の改正（平成15年9月施行、平成18年9月全面施行）により、指定管理者制度が新設され、法人その他の団体（以下「団体」という。）に公の施設の管理を行わせることが可能になった。また、この改正により、それまで区の出資法人等に管理委託していた施設については、平成18年9月までに指定管理者制度に移行するか、区の直営により管理するか選択することとなった。

世田谷区では、平成16年8月に「指定管理者制度導入に係る指針」を策定し、この指針に基づき公の施設の管理のあり方について検討を行い、平成17年度より指定管理者制度を導入してきた。

制度導入から4年間が経過し、選定に関する透明性や公平性を高める等、制度運用に関する諸課題等を解決していくため、「指定管理者制度運用に係る指針（以下「運用指針」という。）」として全部改正する。

なお、社会情勢の変化や民間事業者の動向を踏まえ、指定管理者制度を適用する施設、区の直営により管理する施設、民間事業者への貸付をする施設等、公の施設について管理のあり方を必要に応じて検討していくものとする。

第1 運用指針の目的

この運用指針は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2に規定する指定管理者制度の運用に関し基本的な事項を定めるものとする。

第2 運用指針の対象施設

区が保有・管理する公の施設のうち、指定管理者制度適用の対象とならない区立小中学校及び幼稚園、並びに適用範囲が極めて限定される道路、河川以外のすべての施設を対象とする。

第3 指定管理者制度を適用する施設の考え方

- 1 民間事業者の経営手法や運営ノウハウを活用することで、管理経費の削減、利用者ニーズへのより迅速な対応、区民サービスの向上等の効果が大きいと想定される施設に制度を適用する。小規模な施設等、指定管理者制度のメリットが少ない施設や、管理について特に高度な公的責任や専門性を有する等公共性・公益性の高い施設については、区の直営により管理する。

- 2 既に指定管理者制度を適用した施設について、指定管理者制度の効果が期待できない場合には、指定期間終了後、区の直営による管理とすることとし、区による適正な管理のもとで、業務委託を行う。

第4 指定管理者の業務の範囲

- 1 区民サービスの向上やコスト削減等の制度適用による効果が期待でき、施設ごとの設置目的や施設の特性を踏まえた指定管理業務となるよう、施設管理と実施事業等管理業務の範囲、利用承認や利用料金制等の権限の付与、責任区分等、具体的な内容を定める。
- 2 施設の使用許可（利用承認）や取消しの権限は、原則として、条例により指定管理者に付与する。
- 3 利用料収入と維持管理費の均衡を図れることに加えて、区民サービスを向上することができる施設について、利用料金制を導入する。
- 4 施設の維持管理だけでなく、事業運営についても指定管理者の業務の範囲に含める場合は、事業内容、指定管理者の裁量をどこまで認めるか等指定管理者が行う具体的な内容について、指定管理者の募集時に明示する。

第5 指定管理者候補者（以下「候補者」という。）の選定

1 指定管理者の選定基準

以下の項目を含む選定基準を、必要に応じて条例ごとに設定する。

- (1) 施設の設置目的への適合性
 - (2) 事業効果（施設の効用の発揮度合い、良質なサービスの提供）
 - (3) 運営の効率性（管理経費の縮減）
 - (4) 事業者の物的・人的能力（安定性、実績等）
 - (5) 住民の平等・公平利用確保の担保
 - (6) 個人情報保護等情報管理体制
- 2 候補者の選定は、原則として公募により行うこととする。
 - 3 以下に挙げる「特別の事情」により、公募によらず候補者を選定しようとする場合は、その可否について、次項に定める指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）の審議を受けた上で、選定方法を決定することとする。
 - (1) 指定管理者の変更により利用者に混乱が生じると想定される場合
 - (2) 施設の設置目的を達成するために、団体の専門性や地域との連携等指定管理者が客観的に特定される場合
 - (3) 高齢者や障害者等の雇用の確保、地域労働力の活用や地域貢献等を考慮する場合
 - (4) 現行の指定管理者の管理運営実績から、引き続き管理を行うことで施設に係る安定したサービス提供と事業効果が相当程度期待できる場合

4 選定委員会

(1) 設置

- ① 原則として条例ごとに選定委員会を設置する。
- ② 選定委員会は、専門的な評価を行い選定の透明性を確保する観点から7人以上の委員で組織し、うち半数以上を外部委員とする。

(2) 所掌事務

- ① 公募により申請団体から提出された事業計画等を選定基準に基づき審査し、候補者を選定する。
- ② 「特別の事情」により、公募によらず候補者を選定することの可否を審議する。
- ③ 公募によらず候補者を選定する場合において、指定管理者として必要な条件を満たしているか、提案内容が一定水準を満たし適切であるか等の観点から適格性を審査する。

第6 指定期間の設定

- 1 指定管理者による一定期間にわたる事業計画の企画立案を可能とする等指定管理者制度のメリットを生かすとともに、指定管理者の施設管理の適切性を定期的に見直す必要があることを考慮し、5年間を基本に、指定期間を設定する。
- 2 上記期間に馴染まない場合は、別に期間を設定する。

第7 選定方法等の報告

施設管理所管は、選定方法を決定後、公募又は適格性の審査を行う前に次の事項を常任委員会へ報告する。

- (1) 選定方法
- (2) 指定期間
- (3) 審査体制
- (4) 選定基準

第8 指定管理者の公募

1 公募の単位

指定管理者の公募については、原則として施設ごとに行うこととする。

2 周知方法

区の広報紙やホームページ等広く一般に周知可能な手段を用いて、公募期間を概ね1か月以上設ける。

3 情報提供

公募する際、情報提供する項目は、概ね次のとおりとする。

- (1) 施設の名称、規模、内容

- (2) 管理の基準（開館日、開館時間、使用許可基準等）
- (3) 業務の範囲（施設の使用許可・利用承認、利用料金制度の有無）
- (4) 障害者、高齢者等の雇用についての条件（特に必要な場合）
- (5) 指定期間
- (6) 応募資格
- (7) 公募期間、方法
- (8) 説明会開催の有無
- (9) 指定管理者の選定方法、選定結果の公表方法、公表内容

第9 候補者選定後の手続き

1 常任委員会への報告

施設管理所管は、候補者を選定したときは、常任委員会に次の事項を報告する。

- (1) 候補者名
- (2) 指定期間
- (3) 選定対象団体名
- (4) 選定結果
- (5) 選定理由

2 指定管理者の議会の議決

(1) 施設管理所管は、指定管理者の指定について、議案を提出する。議会の議決を要する事項は次のとおりとする。

- ①施設の名称
- ②指定管理者の名称及び所在地
- ③指定期間

(2) 指定管理者の指定の議案には、選定対象団体名、審査結果を参考資料として添付する。

(3) 指定管理者の指定の議決後、指定管理者名、指定期間、選定対象団体名、審査結果、選定理由を区のホームページで公表する。

第10 指定管理者との協定

1 選定結果を常任委員会に報告後、候補者と仮協定を締結する。

2 候補者を議会の議決を経て指定管理者として指定したときは、世田谷区と指定管理者との間で協定を締結する。

3 協定は、指定期間全体に共通する事項を定める基本協定書と、単年度ごとの詳細事項を定める年度協定書・仕様書をもって締結することを基本とする。

4 基本協定書及び協定書は、各施設の設置目的、業務内容等に応じて条項を追加、削除する等、施設管理所管で必要な修正を加え作成する。

第11 指定管理者制度の運営に係る実績の把握及び検証

施設管理所管は、毎年、指定管理者による管理運営状況を把握、検証して、その結果について必要に応じて管理者へ指導、調整を行い、次年度以降の事業内容に反映させ、区民サービスの向上につなげていくとともに、施設の管理運営を継続的に改善していく。

(施行期日)

この指針は、平成22年1月1日から施行する。